

介護士は胃ろうに薬を入れていいのか



医療行為と非医療行為、例外的に許容される医療行為の境目

介護職が条件付きで成し得る医療行為（喀痰吸引、経管栄養）については、外岡自身医療は門外漢なため、いまいち理解できていなかった。最近、そのグレーゾーンをピンポイントで突く良い学習の機会となる相談が寄せられたので、整理した結果を紹介する（※今回の結論は厚労省の見解を根拠とするものでしかないところ異なる解釈が存在し、或いは変更される可能性もある。飽くまで一調査結果として参考にして頂きたい）。

「1～3号研修を受けた介護福祉士は、胃ろうに定期薬を注入して良いのでしょうか？」という質問である。

現場が押さえておきたい医療と法律の知識

- ・医師法第17条「医師でなければ、医業をなしてはならない。」←違反したら3年以下の懲役 or 100万罰金！
- ・「医業」=当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（医行為）を、反復継続する意思をもって行うこと（厚生労働省令）

↑ 上記定義に照らし、「医業なんじゃないか」と思ったら、取り敢えず手を出さず医師や看護師に確認すること。



7月16日、日本パムコでの内部研修を終え小川様と写真を撮る外岡潤。

外岡新聞

7月号

法律事務所おかげさま
〒160-0023
東京都新宿区西新宿
8-9-14 ベイブリー
202号
<http://okagesama.jp>
TEL:03-5358-9855
FAX:03-6730-6140



今月、手品の先生が群馬県で主催するマジック合宿に一日参加してきました。人々に人前で手品をご披露でき楽しかったです。まだまだコロナ禍は収束しそうにあります。またご披露できる時を信じて練習を重ねたいと思います。



○：老健の看護師

☆：外岡潤

○：病院から患者はすぐ追い出される時代になってしまい、うちの施設でも重度のご利用者が増えました。特に胃ろうの方が増えましたね。それに関して先生、介護福祉士が所定の研修を受けることで胃ろうも扱えるようになりましたが、胃ろうで薬剤を注入する行為も可能という理解で宜しいんでしょうか？

☆：これは、医療行為（医業）に該当するためできません。

○：そうなんですか。でも、そもそもこの研修制度自体が、医療行為を介護士に解禁したものであると理解していたのですが…医療行為に該当しても、そのための研修なのだからOKではないのでしょうか。

☆：そこがポイントで、世間ではそのように言われていますが表現がミスリーディングなのです。厚労省の見解としては飽くまで「本来非医療行為ではないが、知識と技能が必要な行為を条件付きで可能とした」ということなのです。とはいえ、実は医療行為か否かの判断は紙一重で、最終的には厚労省に尋ね得られた非公式の回答でしか無いのですが、次のような理屈になります。

まず調べて分かったことは、厚労省は平成17年発の「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知)」を拠り所としていて、これは現在もアップデートされておらず、困ったときに戻る最も重要な指針とされているということです。

○：分かりました。「平成17年通知、だいじ」とφ(..)メモメモ

☆：そしてこの通知には、非医療行為として「あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助すること」とあります（他にも3要件が課されている）。

○：えっ？ということは、胃ろうを介した定期薬だって患者ごとに区分されているのだから、それを胃ろうで流すことは「非医療行為」ということになるんじゃないですか。

☆：ですね。自分もそう思い問いかけたのですが、担当者によれば「でも、その具体例として列挙されているものの中に胃ろうのことは書いていないから医療行為なんです」ということでした。

○：目薬とか座薬とかってやつですね。これはそもそも医療行為ではないから、ヘルパーでもできる訳ですね。それにしても、厚労省のその説明は、単に例示されていないからというだけの理由なので、なんか納得し難いのですが…

☆：確かに。ですが別ルートでははっきりしています。そもそも介護福祉士(介福)資格を持つ職員がなぜ胃ろうを含む経管栄養ができるのかというと、その根拠法は「社会福祉士及び介護福祉士法」にあります。その2条2項には介福の定義として「日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護(喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの(厚生労働省令で定めるものに限る)を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者」とあるところ、同法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)には第一条において医師の指示の下に行われる行為の具体的な内容として「一 口腔内の喀痰吸引、二 鼻腔内の喀痰吸引、三 気管カニューレ内部の喀痰吸引、四 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、五 経鼻経管栄養」とあります。

ここがポイントで、要するに「経管栄養および定期薬の注入」とあれば文句なしにできるのですが、飽くまで「栄養」としか書いてないので結論として不可、ということです。これは法律解釈のセオリー(書かれていないことを読み込んでいい)通りなので理解できるところです。

○：なるほど…ということは法令遵守を突き詰めると、研修を受けたとしても介福を持つ職員がうっかり胃ろうに栄養剤に続けて薬剤も流してしまうと刑事罰ということですね。

☆：理屈上はそうなると思います。現実に立件されることは考え難いですが、医師免許を偽りコロナワクチンの問診をした施設長が逮捕される事件も最近(7月26日)起きています。細かいことは覚えずとも構いませんから、現場では「これって医業ではないか?」というアラートが自分で鳴るように意識されると良いでしょう。

豆知識：ずっと間違って使っていた日本語…「吝かではない」



この言葉、「吝か」=出し惜しみする の否定ということで、「そんなに乗り気じゃないんだけど、嫌ってわけでもないからやってもいいよ」という意味合いと思っていたんですよ。謎の上から目線というか、そんな感じ。

ところが真逆でした。「むしろ喜んでる」といった肯定的・積極的な姿勢を表したものだそうです。確かに「吝か」=ケチなのですが、これを否定することで逆に振り切れるという謎の現象が起きているようです。「まんざらではない」という表現と混同しがちですが、古風な言い回しなので現代では「喜んでご協力します」「お安いご用です」等とストレートに言った方が無難かもしれませんね。ちなみに「吝かではない」は、目上の人に対して使っても良いそうです。

外岡新聞

7月号

法律事務所おかいざま
〒160-0023
東京都新宿区西新宿
8-9-14 ベイベリー
202号
<http://okagesama.jp>
TEL:03-5358-9855
FAX:03-6730-6140



合宿に一日参加してきました。久々に人前で手品を披露でき楽しかったです。まだコロナ禍は収束しそうにありませんが、またご披露できる時を信じて練習を重ねたいと思います。



第三子が生まれました！



先月号が完成した直後の6月30日に、無事第三子が生まれてくれました。今までになく大きなお腹で大変そうでしたが、何と4000グラム超の大きな赤ちゃんでした。

さて、長男長女と同じように抱き上げたとき、泣きもせずじいっとこちらを凝視していたのが印象的でした。家でもまだ大声で泣き叫ぶことが多いこともなく、いい子にしてくれています。生後14日以内には名前を届けなければならぬのですが、ギリギリまで悩みました。上の子は「奏太」「美和」といい、音楽やハイモニーコーナー繋がりで旋律の「律」が第一候補だったのですが、土壇場で、妻の案である「詠太」(えいた)となりました。五人家族になると賑やかで、寝室では毎朝猫のようすに子どもたちがゴロゴロ転がっています。知らないうちに詠太が踏んづけられないよう気を配りながら、皆の寝顔を見るのは何物にもかえがたい安らぎの一時です。

編集後記

ここ数日は台風の影響で蒸し暑い天候が続きました。外回りのヘルパー、ケアマネの皆様は特に大変な思いをされていること思います▼コロナ感染の相談もまだボツボツあり、気が抜けません▼少しでも現場のご苦労を軽減できるよう、一法律家として全力でバックアップしていく所存です。で、どんなときも頼つて頂ければと思います▼過酷な日々に負けないよう、頑張りましょ。